

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 03264)

整理番号	111- 0015	調整年月日・契機	令和4年6月10日 (環境確保条例第116条第1項)		
所在地	大田区大森中一丁目69番、70番1 (地番)		大田区大森中一丁目17番22号 (住居)		
訂正年月日・契機	令和4年6月17日・環境確保条例第116条の3第1項、令和4年11月24日・環境確保条例第116条の3第3項				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	セルフ大森R15サービスステーション (令和4年6月20日一部 除却)	面積	19.4	m ² (汚染地)	647.04 m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項		「汚染状況調査を実施する場合の掘削深度に応じた調査方法の特例」により、掘削深度に応じて 試料採取深度を限定した。			
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		舗装 (既設)、汚染土壌の掘削による除去：鉛及びその化合物 (含有量)			
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)					
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考					
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和4年5月18日	鉛及びその化合物	含有量基準		株式会社タツノ

